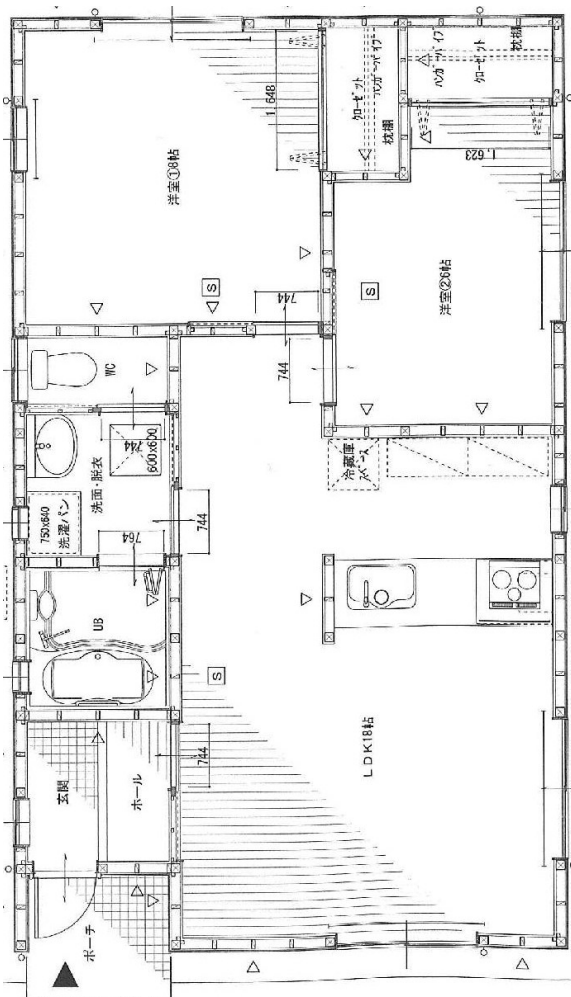


【町有住宅入居者募集】

八百津町で家を建てたい！将来定住を考えている！

八百津町では将来八百津町で定住を考えている方の、
支援を目的とした住宅の入居者を募集しています！

【間取り】



錦織東住宅2号
八百津町錦織地内
2LDK IH対応
駐車場2～3台分スペース有り
日当たり良好！

【写真】



内見も可能ですので、ご興味のある方は一度ご相談ください！
山と木曾川に囲まれた自然豊かな八百津町で生活してみませんか？
詳しくは八百津町役場建設課管理係まで！



八百津町役場建設課管理係
0574-43-2111 (内線 2317)
担当 大脇・池戸

町有住宅入居者募集

募集期間 令和6年4月12日（金）から令和6年4月30日（火）まで

募集戸数 1戸

・錦織東住宅2号 八百津町錦織地内

築10年 木造平屋 一戸建て 2LDK 67.9㎡（洋室の照明・入居者持込）

対面キッチン・オール電化

駐車場2～3台分スペース有り

家賃 40,000円（共益費、駐車場代不要）※18歳以下の同居者1人につき5,000円減免

入居可能日 令和6年4月下旬予定

入居資格（詳細はお尋ね下さい）

1. 町税及び町使用料（町外在住者については住所地の市町村税）を滞納していないこと。
2. 配偶者又は3ヶ月以内の婚姻予定者がいること。
3. 入居者及びその配偶者が40歳以下であること。
4. 所得年額 入居者及び同居者の年間所得額合計144万円以上であること。
5. 連帯保証人を2名立てられること（岐阜県、愛知県、三重県に住所を有する入居者と同等の所得があり税等の滞納がない方）または町長が認める家賃債務保証業者と契約を締結できること。
6. 10年以内に町内に住宅を購入又は建築し定住すること。
7. 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

申し込み及び問い合わせ先 建設課管理係（0574-43-2111 内線2317）

※ 1 応募者が多数の場合は抽選により決定いたします。

※ 2 応募が無い場合には募集期間を延長することがあります。

※ 3 内見を希望される方は建設課管理係までお問い合わせください。

【位置図】

